

平成 30 年 4 月受診から

すこやか

はり・きゅう等療養費の 支給手続きが変わります

平成 30 年 3 月 5 日

すこやかニュース速報No.114にてお知らせしたとおり、2月6日に行われた組合会で「はり・きゅう等療養費」の支給は「償還払い」のみとすることが承認されました。

はり・きゅう・あんま・マッサージ等に対する療養費の支給は、原則「償還払い」となっておりますが、当組合は「償還払い」だけでなく「受領委任払い」に準じて、当組合の基準で実施してきましたが、平成 30 年 4 月施術分からは健康保険法に定める原則である「償還払い」のみに改めます。

受領委任払いとは

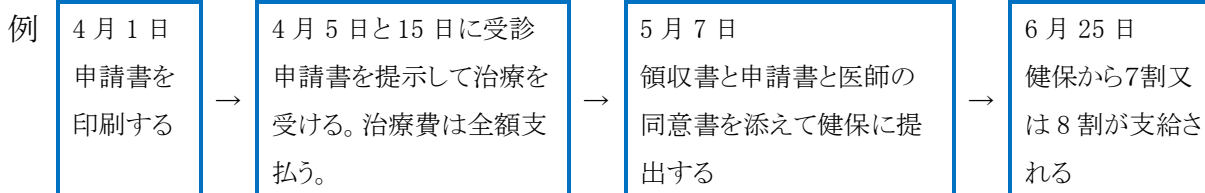
患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を健康保険組合に請求する方法で、この受領委任払いは柔道整復師に対して認められています。病院で治療する時と同じ方法になります。

償還払いとは

患者が治療費を全額支払った後、自身で健康保険組合へ申請を行い7割又は8割の支給を受ける方法です。はり・きゅう等の療養費の他に健康保険証を持たずに治療を受けた場合や、装具（コルセット）、弱視用眼鏡を作成した時などがあります。

【平成 30 年 4 月からは以下の手順で申請をお願いいたします】

1. 今まで通り、医療機関(病院・診療所)の医師から、はり・きゅう等で治療する為の「医師の同意書」を受領して下さい。
2. はり・きゅうへ行く前に、当健康保険組合のホームページの申請書ダウンロードから、「療養費支給申請書(はり・きゅう用)」を印刷してから治療へ行き、この申請書に施術内容を記載してもらって下さい。
3. **窓口で治療費の全額(10割)を支払い、必ず領収書を受領して下さい。**
4. 「療養費支給申請書(はり・きゅう用)」と領収書と医師の同意書を添えて健康保険組合へ提出下さい。
5. 療養費は毎月月末締め切り、翌月の25日に支給いたします。



※ 直近3年間にはり・きゅうの治療をされた方には、別途案内をお送りいたします

※ 平成30年4月以降に初めてはり・きゅう等を利用し代理請求の申請書が届いた場合は、はり・きゅう師と該当者へご連絡いたしますので、償還払いの方法で処理をお願いいたします。

※ 申請書は3月中旬に健康保険組合のホームページ申請書ダウンロードにアップいたします。